

2 番 山 崎

受付番号第4号、質問議員2番、山崎政司です。

件名1「テレワークに伴う移住希望者誘致の強化」。

件名2「透間地区の砂利採取跡地利用計画の早期策定を」。

1、昨年、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワーク移住希望者を山北町に誘致し、定住人口増加につなげる部分、質問をしました。町側よりあらゆるツールを活用しPRに努めるとの心強い回答を得ました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、昨年秋以降、再び感染者が増加し、1月7日には、昨年に続き1都3県に緊急事態宣言が出され、1月13日には引き続き2府5県に追加宣言が出されました。

当初は、2月7日までとしていた期限ですが、新型コロナウイルス感染者数に減少が見られないことなどから、政府は1か月間延長することを発表しました。

このたびの緊急事態宣言において政府は、企業に対し70%程度のテレワークの導入を要請しました。

そこで、質問します。

(1) 昨年、一般質問した「テレワーク移住希望者の受入れ対策について」その後の取組状況と成果は。

(2) 今後、山北町としてどのような取組を計画しているのか。

2、現在、山北町川西字透間地区において、約88ヘクタールに及ぶ広大な土地で砂利採取事業が行われています。

砂利採取事業完了までには長い年月を必要としますが、広大な跡地について、企業の進出や住宅等の建設を促すためには、早期に土地利用計画を策定し公表することが必要と思います。

また、町では全国唯一の砂利採取税条例を設け、町の税収の一役を担っていますが、令和4年3月をもって条例の期限を迎えようとしています。

そこで質問します。

(1) 砂利採取跡地利用計画を関係機関との調整を含め、どのように進めているのか。

(2) 砂利採取税条例は、課税期間を5年ごとに更新し、現在に至って

ますが、現期限を迎えた後は、どのように取り扱う考えか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、山崎政司議員から「テレワークに伴う移住希望者誘致の強化を」、「透間地区の砂利採取跡地利用計画の早期策定を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の「テレワークに伴う移住希望者誘致の強化を」について1番目の御質問の「昨年、一般質問した『テレワーク移住希望者の受入れ対策について』その後の取組状況と成果は。」についてであります。現在、計画を進めている水上住宅整備事業につきましては、テレワークへの対応としてインターネット設備の設置を建築条件としており、地方へ移住を検討している方に向けて、募集していきたいと考えております。

また、一定の期間やまきた暮らしを体験してもらう「お試し住宅」につきましては、令和3年度にWi-Fi設備を導入する予定でありますので、今後は利用される方に、テレワークによるやまきた暮らしを体験していただくことも可能になると考えております。

次に、丸山地区の宅地分譲地についてであります。コロナ禍により地方が注目される中、令和2年9月から新たに4区画で契約が締結され、完売いたしました。

なお、購入された方の中には、仕事がテレワークとなったことで購入を決めた方もいらっしゃる聞いております。

次に、2番目の御質問の「今後、山北町としてどのような取組を計画しているのか」についてであります。コロナ禍によってテレワークの導入が進んだことから、これをきっかけに都市部から地方への移住が増えている傾向が全国的に見られております。

こうした状況を捉え、地方暮らしやI J Uターンを検討している方に向けて、本町が都心からも近く自然豊かで仕事以外の余暇を楽しむことも可能であり、テレワークを行うのに適した環境であることを移住フェア・移住セミナーなどの移住イベントや地域の情報提供や移住相談を行っている認定NP

○法人ふるさと回帰支援センターとも連携を図りながら、情報発信していきたいと考えております。

さらに、空き家バンクに登録されている空き家に対し、居住する際の改修費用の一部を助成する空き家活用助成金につきましては、テレワークを行うためのインターネット設備の導入に係る費用についても、助成金の対象となるようにしていきたいと考えております。

テレワークの推進につきましては、山北町第3次定住総合対策事業大綱の施策の一つとして位置づけておりますので、モバイルワーク、サテライトオフィス等の利用希望者への支援等についても、関係部署と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

次に、2点目の「透間地区の砂利採取跡地利用計画の早期策定を」について1番目の御質問の「砂利採取跡地利用計画を関係機関との調整を含め、どのように進めているのか」についてであります。川西字透間地区における山砂利採取は、昭和54年10月に採取区域Aブロックとして県の承認を受け、採取事業を開始いたしました。

また、県の承認に先立ち、昭和53年8月には、土地所有者、事業者、県西骨材協同組合で構成される「山北町Aブロック山地改良協議会」が設立され、昭和54年5月、協議会から町に対して、山砂利採取後のAブロックの緑化造成計画が示された平地化事業計画が提出されました。この平地化事業については、当初から土地所有者と事業者が費用負担を含め責任を持って完成させることとなっております。

その後、平地化事業計画については、平成11年に一部変更されましたが、山砂利採取による現地の状況や設計技術の進歩などにより、様々な課題が顕在化してきましたので、現在事業者において見直しを進めているところであります。

また、一方、Aブロックには区域内に保安林が含まれていたため、山砂利採取に当たり国に対して保安林解除申請を行い、区域内に存在した保安林については、現在、解除予定保安林という扱いになっております。

山砂利採取が完了し、保安林代替施設の完成検査が終了した段階で正式に保安林指定が解除されることとなるため、事業者は保安林代替施設整備計画

の見直しについても、現在、県と協議を進めている状況であります。

このように現在、事業者が保安林代替施設の整備計画や、その後の平地化事業について見直しを進めている段階であり、山砂利採取後の跡地がどのように緑化造成されるのか、最終的な方向性が定まっていない状況であります。

そして、Aブロックにおける山砂利採取完了後の跡地利用計画については、事業区域全体が民有地であることから、まずは土地所有者や地元地域の皆様が検討することが基本であると考えております。

しかし、これまでのAブロックにおける採取事業の経緯や町土地利用計画における位置づけなどを考えますと、町としても引き続き事業者との情報共有を図るとともに、土地所有者や地元などの意見を伺いながら可能な限り協力していきたいと考えております。

次に、2番目の御質問の「砂利採取税条例は、課税期間を5年ごとに更新し現在に至っていますが、現期限を迎えた後はどのように取り扱う考えか」についてであります。現在、山北町では平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間、総務大臣の同意を得て砂利採取業者に対して法定外普通税である砂利採取税を課税しています。

砂利採取税については、昭和57年4月より創設し、導入当初の税収は9社で年間約2,200万円となっておりますが、令和元年度は5社で約500万円となっております。

御質問の現期限を迎えた後はどのように取り扱う考えかについてですが、法定外普通税を課税するには納税義務者への意見聴取と総務大臣の同意が必要となります。納税義務者である砂利採取業者からは、これまでの更新時では交通渋滞の解消を目的とする迂回路の改良整備や歩行者の安全のための交通関係整備費への財源に充当するものとして、税についての同意をいただいておりますが、昨今の経営状況は燃料費、電力費及び諸経費等の値上がりのため、大変厳しい実情であるということも聞いております。

また、総務省からは前回の更新時に、年間の歳入額を踏まえ今後の方向性についての御指導もいただいております。

このような状況から、山北町の砂利採取税の今後を鑑みますと、砂利採取業者の同意なくしては法定外普通税を課税することができないことや、昭和

57年から40年間の課税を実施して国道246号線の渋滞にかかる迂回路整備については一定の成果があったことなどから、年間約500万円という貴重な財源ではありますが、次回の砂利採取税条例の更新は大変難しいと考えております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 まず、テレワークの関係につきまして再質問をさせていただきます。

昨年の9月の定例会で質問させていただいた件ですけれども、その後、今日に至るまでどのようなツールを使って情報発信に努めたのか、お聞かせいただきたいというように思います。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 情報発信のツールでございますが、基本的には今移住を考えてる方々が閲覧するインターネットのサイトがございます。そういうところの全国空き家バンクや、あと移住マッチングサービスというようなサイトもありまして、そういうところにテレワークの暮らしや田舎暮らしというようなところを町のほうで紹介ページとして載せさせていただいたりしてます。

それとあと、先ほどの話でもありました移住セミナー、移住フェア、そういうところの開催に当たりまして、町紹介ページにテレワークができる暮らしをというところを文章に折り込んだ中で、いろいろ情報発信をしていたようなところでございます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 今いろんなツールを使ったという御回答いただきましたけれども、その効果についてはどのように評価されているのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 全ての移住者の方が来た者に関しまして、データをとっているわけではないんですけれども、移住した方の中には、先ほど丸山の分譲地もそうなんですけれども、テレワークが可能になったということきっかけに山北町に移住をされた方がいられるというようなことも聞いておりますので、効果に関して数字が具体的じゃないんですが、ちょっとそういう効果は出てるなというところでは認識はしております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 今すぐに人口増加につながるということは、なかなか難しいというふうに
思いますけども、今後今までの取組、あるいは今後取り組む中で、人口につ
ながる見通しというものは何かございますでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 先ほどの効果というところに関しまして、今定住対策課では住まいづくり
に対する支援のみを行ってます。午前中の瀬戸伸二議員の答弁の町長の回答
にありましたように、今全庁挙げて、定住対策大綱に基づいて行っているこ
ともありますので、その部分では学校関係、福祉関係もそうなんですけど、
子育て支援というところでも行っているところで効果が出ているというふ
うに感じております。

今後なんですけども、明日、たまたまなんですけども3月5日、明日にな
るんですけども、神奈川県の方の第7回移住セミナーがこちら県西地域と
いうことで、開成町と真鶴町がちょっと不参加なんですけども、2市6町で
全体で移住セミナーを行うようになってます。こちらはオンラインで行うよ
うになっております。

また、来週11日に関しては、また県の移住セミナーで山北町が移住セミナ
ーを行うというところで、そういうところでテレワークも含めて山北のよさ
を配信していきたいというふうなことを考えてます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 テレワークにつきましては、実際に今首都圏のほうから1,000人単位で地
方の方に移住をしているという実態がありまして、特に今人気になってる
のが山梨県、長野県、千葉県、この辺が非常に人気が高いわけなんですけども、
移住をしようとする人の選定のポイントというのはどういうところにあるの
かということを手北町のほうでは確認をされてますでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 移住される方々がいろんな様々な理由、いろんなことも考えられてます。
ですので、全員に対して、事細かくちょっとそこら辺を承知してるというわ
けではございません。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 質問の中でも盛り込みましたけども、政府が民間企業に対しまして、70%

程度のテレワークを導入してくれと。神奈川県黒岩知事も今年の1月12日付で50%のテレワークを導入してもらいたいというメッセージを出しております。

先日のテレビの報道によりますと、実態としては、民間で34%程度ということで、なかなか政府の要望している率、あるいは神奈川県知事が要望している率に対して下回っているわけですが、その中でとりわけ行政のテレワークの導入率が極めて低いという情報が出ています。

そこで、山北町として、テレワークは導入をされてるのでしょうか。

議 長

総務防災課長。

総務防災課長

役場がテレワークを導入しているかという質問ですが、これは真っ先に緊急事態宣言が出ていたときから職員はテレワークも積極的に進めるということで、導入のほうはしております。

議 長

山崎政司議員。

2 番 山 崎

役場のほうも導入をされているというお話なんです、具体的にどの程度のパーセンテージかというのは分かるでしょうか。

議 長

総務防災課長。

総務防災課長

どのくらいという今数字は持ってないんですが、10%には達していないというような状況です。やはりテレワーク導入できる業種等々はあるんですが、なかなか行政ですと、それが導入できないと。今一人1台パソコンでほとんどの方が仕事しております。その個人情報等がありますので、簡単には自宅のほうに持っていけないということがありまして、なかなか取得のほうは難しい状況になっております。

議 長

山崎政司議員。

2 番 山 崎

なかなか行政がテレワーク導入するということは難しいということは理解するわけですが、民間企業のほうに高い導入率を要求している政府、あるいは行政関係が導入率が低いということでは、民間企業に対してちょっと言い訳がつかないというふうに思いますので、当然テレワークができる部署、できない部署あると思います。できる部署、こういうことができないんだという前提条件じゃなくて、こういう部門のこういう仕事だったらできるということを探していただいて、こういう小さな行政からこういうようにすれば

テレワークができるんだという範を示していただきたいというふうに思いますけど、町長いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、テレワークのほうは、非常に我々もテレビ会議とか、様々なところがだんだん増えてきておりますので、そういった意味ではおっしゃるようにテレワークが可能な部署については積極的にテレワークに移行していきたいというふうに思っております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 テレワークのほうはこのくらいにしまして、次に砂利の跡地の関係について移りたいと思いますけども、透間の砂利の跡地利用につきましては第5次総合計画では、平成28年度より調査研究をするというようになってます。既に4年、5年近くがたちますけども、現在までの調査研究の状況というものをぜひお示しいただきたいというふうに思います。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 砂利の採取跡地利用の関係でございますけれども、あそこのいわゆるAブロックというすき間の採取地なんですけれども、当初、昭和54年から始めておりまして、そのときに砂利の採取が完了後の平地化事業計画というものをそのときに町のほうに提出していただいております。

その後、平成11年、当初出した平地化事業計画を修正するという事で、新しいまた平地化事業計画を出していただいております。

現在、平成11年からもう20年もたってしまったような状況でございますので、先ほど、町長の答弁書の中にもあったんですけれども、現在その昔の平成11年の平地化事業計画を現在見直している状況でございます。

一番大きな問題といたしましては、当初は、要はひな壇的な整地ではなくてフラットな整地で跡地の造成を考えていたんですけれども、新たに測量ですとか設計し直した結果、そのフラットな形状が傾斜角が5度から30度ぐらいあるということで、かなり斜度が大きいような状況でございます、その造成のやり方ですと、大雨とか降った場合に非常に土砂が流出して危険であるということが1点と、あと調整池の設置についても容量が不足しているというようなことが判明いたしましたので、現在事業者のほうで見直しを進め

ているような状況でございまして、町のほうも事業者からいろいろ情報いただきまして、情報共有をしているような形でございます。

そういった関係でございまして、現在の最終的な造成がどのような形になるかというものはまだ決まっておきませんので、具体的にあそこの跡地について、将来的にこういう方法で活用していくんだというような計画的なものは、現在策定はしていないような状況でございまして。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 砂利の跡地につきましては、当然、地権者会、あるいは地権者と砂利の採取事業者との連絡協議会等がありまして、その中には4者協議会ということで町も加わっていると思いますけども、そちらのほうの意見聴取の状況についてお示しいただきたいというように。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 今おっしゃられました町と地権者と事業者の方との話合いの関係なんですけれども、Aブロック3者会議というような会議の名称で、町と地権者と事業者の3者でいろいろ情報交換ですとか、事業の進捗状況ですとか、そういったものを情報共有するためにそういった会議を進めておりました。当初は、定期的に年に数回実施しておったんですけれども、平成28年度以降、この会議ちょっと実施していないような状況でございまして、先般事業者の方がいらっしゃいましたので、その際にぜひ再開をしていただいて、いろいろな面で情報共有したいのでお願いしたいというようなことを要請しておきました。ですので、何かAブロックにおいて変化とかあればそういった会議をまた開きまして、情報共有のほうをしていきたいというふうに考えております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 土地の利用計画につきましては、私も地権者の方に何名かに聞きました。その結果、地権者の方も今のところ全く考えを持ってないというような回答でした。

ところが、現地は先ほど88ヘクタールと申しあげましたけども、ちょっと広過ぎてどのぐらいの広さということがイメージがなかなか沸かないわけで、いろいろ調べましたら東京ドームの約19個分の広さになります。

この広大な土地を多分企業ですとか、あるいは住宅を建てようという計画

を持っているところがあれば、このところに最終的には進出したいなという計画を立てられると思うんです。そういう問合せ等は町のほうには入っていないでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 ここ数年はそういう問合せは入っておりません。以前は町のほうにいろいろ太陽光の関係ですとか、あるいは企業さんの関係からどこかい土地がないですかというようなお話がございまして、そういった際にAブロックのところを御案内をしたというような事例もございましてけれども、企業さんにしてみても、現在掘っているような状況で、現場を確認していただいてもなかなかどういうふうはこの土地を利用していいかというのがイメージが湧かないというようなことを申された方もいらっしゃいましたので、やはり最終的にどういうふうな形になっていくのかというものを示すような段階になりませんか、なかなかPRというんですか、企業さんのほうにそういう話を持っていくのもちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

議 長 副町長。

副 町 長 土地利用、砂利の跡地の関係なんです、普通とちょっと決定的に違うのは、一つは土地が民地なわけです。町有地ではありません。

それから、今、平地保安林という形で税収の面でもかなり今保安林扱いになっている。そして、平地化計画というのは町が定めたのではなくて、事業者と地権者の方が元に戻しますよというふうなことを定めて、町がそれを受理したわけです。それを受けて、町としてはその平地化計画ができて、次の段階はどうなるかというのは、町と地権者と事業者等々関係者で調整していかなければいけないというふうに考えてますが、全て町が先にやると、やっぱりいろいろ批判が民地ですから出るということで、その辺は慎重に今後取り扱っていかなくちゃいけないと思っております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 言われることはよく分かります。ただ、何分にも広大な土地ですので、大規模開発になってきますので、当然国、あるいは県等々の許認可、あるいは打合せ、協議、いろんな手続が必要になってくると思います。ぜひ計画に遅れが生じないような体制をぜひつくっていただいたいというふうに思いま

す。

それで、1月に頂いた山北町の都市計画プラン素案ですけれども、この中でもこの砂利の跡地につきましては、基幹産業の振興、生活基盤の整備、新産業の導入等により、就業者及び定住人口を定住させ、一つの自立したコミュニティを形成する必要があるというふうに記載をされております。

さらに現地は国道246号線、あるいは（仮称）山北スマートインターチェンジと隣接しておりますので、アクセスの利便性を生かした新たな産業拠点としての地域形成を図ることとするというふうにも明記されております。

ぜひその辺を十分認識いただいて、できるだけ早い時期に土地利用計画についてのグランドデザインを示すべきだろうというふうに思いますけれども、ぜひ町長の御見解をいただきたいと思います。

議
町

長 町長。

長 先ほど、副長が答えたとおりでございますけれども、民地であること、そして平地化計画というのを我々は半分待っていて、その後いろんな誘致とか、いろんなものを考えなきゃいけないというふうに考えております。

御案内のように今丸山とか何かの中でも、山北町の土地の価格が相当下がっております。御案内でしょうけど、そういうようなところを考えたときに、広大な面積で宅地化、あるいは雑種地というようなことを考えますと、相当そこを計画を持っていくのが非常に途中の段階では難しい。例えば手を出すところが赤字になっちゃうわけです。ですから、非常に何ていうんですか、今の状況では手を出しにくい。かつては太陽光だとか、あるいはそういうような話が来ましたが、なぜ皆さんが手を出さないかということ、もちろん砂利を掘ってるという状況もありますけれども、基本的にはそこのところを本当は地権者と業者がやらなきゃいけないところに手を出すということになると、膨大な費用がかかる。そして、またそれを処分するにも、例えば銀行などがそのお金を貸してくれるかということ、今の経済状態では多分難しい。担保がとれないというようなことを考えますと、かなりそういうような制限が加わっているというのが今の状態ではないかなと思っています。

そういう意味で町としてはあくまで民地であるから、それに税金を大量につぎ込むということはできないというふうに考えておりますので、そういう

意味では、平地化がある程度、計画がしっかりできて方向性が決まった段階で我々としては対応策を考えて、また支援していきたいというふうに考えております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 次に、もう少し聞きたいところなのですが、まあ次の砂利の採取税の関係について何点かお尋ねしたいと思いますので、こちらのほうに移らせていただきたいと思います。

先ほどの回答の中で、導入当初の経過については若干触れられておりますけれども、何分にも39年、40年前の導入ですのでここで改めて導入の経過について御説明いただきたいと思います。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 砂利のほう採取税につきまして、お答えさせていただきます。

導入の経緯なんですけれども、町では、昭和の時代から静岡県との県境に位置します清水地域を中心に山砂利のほうの採取は行われておりました。この山砂利を運搬するためのダンプカー、そういったものが国道246号線に集中して渋滞を引き起こし、また246号線に至る町道への迂回路、こういったものの利用もございまして、騒音や砂じん、それから道路の損傷、そのような問題を引き起こしていた状況でございました。

このような中で町道を拡幅したり、改良したり舗装したり、あるいは交通安全施設の整備、そういったものにも充てられるというようなことで昭和57年、砂利採取税を創設させていただいたところでございます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 今、税務課長のほうから細かく導入経過を聞かせていただきましたけれども、この導入に当たっては、当然、国のほうの当時は自治省になると思いますけれども、自治省のほうの許可をいただいていると思います。許可を受けるにつきまして、今課長が申されたようなことを目的をして自治省のほうに申請をしたということよろしいでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 議員の御指摘のとおり、自治省のほうの許可いただいているんですけども、そこにはやっぱり企画書提案書というものが備付けなければなりません。

そこで、砂利再生に関しましては法定外の普通税ということでございます。ですから、完全に目的が定まっているような目的税とは違うんですけれども、ただし先ほど申し上げましたような事象も理由にあるところですから、町道のほうの拡幅、舗装、そういったようなものにも町税のほうを使わせていただくというようなことを総務省のほうにも伝えて、毎度の更新というふうになっております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 導入が決まった時点におきまして、町民への周知というのはされたでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 昭和57年の5月1日発行の広報やまきたにおきまして、全面的に砂利採取税の新設というようなものを周知させていただきました。そこには今申し上げました経緯ですとか、それから理由、そういったものもお伝えしているところでございます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 回答書のほうではほぼ目的を達成したというようなことで行っておりますけれども、できれば具体的に長い年月がかかっていますので、全てでなくて結構ですけれども、この砂利の採取税を利用してこの部分を改修した、改良した等の実績があればお示しいただきたいというように思います。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは用途について御説明させていただきます。

先ほど、町民税務課長が御答弁で申し上げたとおり、主に共和清水線の道路改良、あと周辺の迂回路の整備などに主に過去から現在に至るまで充当しているというような状況でございます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 目的と自治会要望との関連については、どのような取扱いをされているのでしょうか。

議 長 よろしいですか。

都 市 整 備 課 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 自治会要望で毎年以内に以前、舗装です。共和清水線、先ほど財務課長も

申しあげましたけども、共和清水線の迂回路で使われてたということで、最近ですと平成27年ぐらいから3か年間ぐらいで舗装の修繕をおよそ300メートルぐらいやったりとか、あと谷峨の跨線橋の耐震補強などをやらせていただいています。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 今現在は自治会のほうから要望は出されてないでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 共和清水線に関してはなかったと思います。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 回答で来年の3月以降、引き続き課税することは難しいというような回答をいただいたわけですが、先ほど回答がありましたように昨年の実績で500万前後の砂利採取税が課税されていたということで、これがなくなるということで山北町にとってはかなり大きい話なのかなというふうに思うわけですが、廃止後の課税上の取扱いについてはどのような取扱いになるのでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 もし、来年度をもって砂利採取税が廃止というような状況での課税ということではよろしいですね。

昭和57年にこの砂利採取税創設、段階の協議で、採取時は台帳地目に応じた課税というようなこともございまして、それが現在に至っております。ただし、プラントですとか、事業所等が建設された、そういったところに関しましては雑種地というような課税とすることになっておりましたので、そのようにしております。

ただ、採取税を廃止しますと採石終了後には現状に一応回復するというような、一応採石法の観点、それから平地化事業計画、そういったものを踏まえたと、これまでと同様に台帳地目課税を継続せざるを得ないところではないかというふうに今のところでは捉えてございます。

ですから、土地所有者の納税の負担が廃止されたからといって急に大きくなるってことはつながらないとは思いますが、ただ新たな開発ですとか、新たな事業計画、それによつての開発、そういったものが行われた

場合には課税のほうは見当たるといふようなところになろうかといふふうに思っています。

前に既に砂利採取税のほうを廃止した中井町でも同じような見解で取り扱っているところがございます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 確認をさせていただきます。

今現在は山林課税になっていると思います。砂利採取税が期限切れで課税がなくなったとしても、引き続き地権者においては砂利を採っている間というのは山林課税という取扱いでよろしいでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 はい、御指摘のとおり、廃止したとしても次の事業計画ですとか、それに伴った開発等がいかない限りは、一応平地化とかそういったものに基づいたものについて山林、いわゆる台帳地目の課税に準ずる、ほとんどが山林なんですけども、そのような方向になると思います。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 実は自分のところも、谷峨にゴルフ場の土地を貸しておりまして、ゴルフ場に貸しますと雑種地扱いとなりまして、税率が物すごく高くなっちゃうんです。ぜひ砂利の採取地の地権者の方にはそういうような形がないように、今税務課長のほうから引き続き山林課税ということていくというお話ですんで安心しましたけども、いわゆる雑種地という格好の地目変更をされる場合には、前もって十分地権者の方と協議をして納得をしていただいた上で、ぜひ地目変更のほうを進めてもらいたいと思いますけども、お願いできますでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 町長がこの後考え方を具体的に申し上げますけども、町としては雑種地になったほうが固定資産税の税額が増えて、本当ありがたいんです。でも、やはり最初の中で、この砂利採取税というのは砂利採ってる業者の方がお支払いしてもらいものですので、その辺のところは地権者のほうと、いきなりこの税がなくなったから雑種地課税になって固定資産税の税額がぼんと増えるということはありませんので、その辺はしっかりと取り組んでいきたいと

思います。

議
町

長
長

町長。

おっしゃるようにそんなようないきなり雑種地というようなことは考えておりませんが、ただ特に先ほどのAブロックに関しては非常に年数が非常にかかっている。何十年もかかっているという中で、実際に私も相続を手がけました。そのときにやはり不思議だったのは全部非課税になってしまった。相続がそのまま行われて、いまだにそういうような形になっていると。

要するに何というんですか、特別に雑種地で多くの税金を取ろうとか、そういうようなことは思いませんけども、やはりあまりにも長期になると、そういったような不公平というんですか、相続とか何かが発生したときに非課税でいってしまうというような、あるいはそういったようなことが起こるといことは、やはり町としてもよくないというふうに思っておりますので、そういった意味ではやはりきちっとどこかでそういったことをしっかり精査していきたいというふうに思っております。

議
2 番 山

長
崎

山崎政司議員。

いろいろ質問させていただきましたけども、これで最後にしたいと思えますけども、砂利の採取税を廃止した後の補填策と町民サービスの影響をどのようにお考えなのかお示しいただきたいというふうに思います。

議
町

長
長

町長。

特に影響はないというふうに考えておりますけども、そういった意味ではできるだけそういうような町民の方の負担が増えないように、ふるさと納税とか、そういったものを利用しながらやっていきたいと。

それから、先ほどちょっと答えませんでしたけども、テレワークなどの移住希望者の誘致として、まだこれから検討段階ではございますけども、やはり引っ越し費用とかそういったものを助成したら増えていただけるんじゃないかというようなことも考えておりますので、そういった山北の新しい移住政策をもう少し増やしていきたいというふうに思っております。

議
2 番 山

長
崎

終わりでよろしいですか。

終わります。